

在外選挙人名簿登録申請について

海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙（衆議院議員選挙，参議院議員選挙）に投票できる制度を「在外選挙制度」といい、これによる投票を「在外投票」といいます。在外投票ができるのは、日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、実際に海外で投票を行うためには、あらかじめ在外選挙人名簿へ登録し、在外選挙人証を取得する必要があります。

つきましては、在外選挙人証の申請について以下のとおりお知らせいたします。

【在外選挙人証の申請（在外選挙人名簿登録申請）】

在外選挙人名簿への登録申請は、当事務所窓口でも受け付けています。

登録するためには、本邦の住民登録を抹消し、北マリアナ諸島に3ヶ月以上継続して住んでいる必要がありますが、住所を定めていれば3ヶ月を経過していない場合でも申請は可能です。

必要書類、手続きについての詳細は次をご覧ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

※申請から在外選挙人証の交付まで通常2ヶ月程度要しますが、現在、コロナ禍の影響により更に日数がかかる場合があります。

関連先リンク

外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ <https://www.soumu.go.jp/senkyo/netsenkyo.html>